

岩手県稲、麦類及び大豆の種子の生産等に関する要綱

農園第 587 号

制定 平成 30 年 3 月 30 日

(目的)

第 1 この要綱は、稲、麦類（大麦、裸麦及び小麦をいう。以下同じ。）及び大豆の優良な種子の生産及び普及を促進し、並びにこれらの種子の品質の改善を図ることを目的とする。

(対象作物)

第 2 この要綱において対象とする作物は、稲、麦類及び大豆とする。

(定義)

第 3 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般種子 生産者が作物を生産するために用いる種子をいう。
- (2) 原種 一般種子を生産するために用いる種子をいう。
- (3) 原原種 原種を生産するために用いる種子をいう。

(岩手県原種生産計画の策定)

第 4 農産園芸課総括課長は、岩手県が行う原種の生産に関する岩手県原種生産計画を定め、公益社団法人岩手県農産物改良種苗センター（以下「種苗センター」という。）及び岩手県農業研究センター所長に通知する。

(原種及び原原種の生産)

第 5 原種及び原原種（以下「原種等」という。）の生産は、別に定めるところにより、岩手県農業研究センター所長が実施する。

(一般種子の生産等基準に係る検査)

第 6 種苗センター及び種苗法（平成 10 年法律第 83 号）第 2 条第 6 項に規定する指定種苗の販売を業とする者（以下「種苗業者等」という。）が、県による指定種苗の生産等に関する基準（平成 14 年 4 月 1 日付け農林水産省告示第 933 号。以下「生産等基準」という。）の遵守状況に係る検査を希望する場合は、別に定めるところにより、一般種子の生産を行うほ場が所在する地域を所管する農業改良普及センター所長に依頼するものとする。

2 農業改良普及センター所長は、別に定めるところにより、生産等基準の遵守状況を検査する。

(種子生産に係る指導)

第 7 農業改良普及センター所長は、第 6 第 1 項の規定に基づき、種苗業者等から検査の依頼があったほ場における優良種子の生産に必要な助言及び指導を行う。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 岩手県主要農作物種子法の実施に関する要綱（平成 22 年 3 月 29 日付け農園第 498 号農林水産部長通知）及び岩手県主要農作物種子法の実施に関する事務取扱要領（平成 22 年 3 月 29 日付け農園第 499 号農林水産部長通知）は、廃止する。